

社会福祉法人大和福祉会

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人大和福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、月額報酬を支給する。
- (2) 理事長を除く役員等については、理事会及び評議員会への出席その他法人の用務を行った際に報酬を支給する。
- 2 交通費の実費が、前項に定める報酬を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 第1項に定める報酬は、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。
- 4 報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長報酬については、毎月25日とする。ただしその日が休日又は金融機関が業務を行わない日に当たる場合には、その前日とする。
- (2) 理事長を除く役員については、理事会及び評議員会への出席その他法人の用務を行った都度、支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除した金額を支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める

報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月28日に開催の定時評議員会終結時より施行する。

2 平成23年6月1日付「役員報酬等に関する規程」は、本規程施行をもって廃止とする。

第2条 第4項 別表

| 区分 | 報酬の額 |
|-----------|----------------|
| 理事長 | 一月につき 300,000円 |
| 理事長を除く役員等 | 一日につき 11,137円 |